



地域研究（欧州）

（7月21日）

1. 加盟国から EU への主権の委譲

EU は様々な側面を持つ。例えば、EU は加盟国間の貿易については関税を廃止し、第 3 国との貿易については関税を統一しているが、このような組織を**関税同盟**と呼ぶ。つまり、EU は関税同盟にあたるが、加盟国は関税に関する自らの権限（主権）を放棄し、それをすべて EU に与えている。それゆえ、加盟国が独自に関税を導入したり、関税率を決定することはできない。なお、関税は国の財源の一つにあたるが、関税同盟の設立に伴い、EU の財源に変わった。例えば、日本からフランスに輸出される自動車に課される関税は、フランスではなく、EU の歳入となる。

その他の EU の側面として、**欧州経済・通貨同盟**を挙げることができる。この同盟の下で単一通貨ユーロが導入されている。なお、すべての EU 加盟国はユーロの導入を義務付けられているが、イギリス、デンマーク、スウェーデンは特例によって、この義務が免除されている。他方、2004 年 5 月の東方拡大以降に EU に加盟した旧東側諸国（例えば、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア）は、経済的にまだ十分に発展しておらず、ユーロ導入の要件を満たしていないため、導入するに至っていない。このような事情により、EU 加盟 28 ケ国中、ユーロを導入しているのは 19 ケ国にとどまる。なお、これらの 19 ケ国は通貨の発行・管理に関する権限（主権）を完全に EU ないし欧州経済・通貨同盟に委譲している。そのため、個々の国が通貨の供給量や公定歩合を決定することはできない。

ところで、前述した関税同盟ないし加盟国間における関税の廃止と密接に関わるが、EU 内では商品の移動の自由が保障されている。それゆえ、ある加盟国で販売されている商品は他の加盟国でも自由に販売されなければならない、加盟国は国内法（例えば、ビールに香料や添加物を入れてはならないという国内法や、チョコレートに使用する油はカカオ油でなければならないという国内法）を理由に、他の加盟国からの輸入を規制してはならない。その他に、EU 内では、人、サービス、資本の移動の自由が保障されているが、この 4 つの自由が保障されている空間を**域内市場**と呼ぶ。域内市場の創設も EU の重要な課題にあたるが、そのために必要な権限（主権）は加盟国から EU に完全に委譲されているわけではなく、両者が共有する。また、EU は加盟国の立場を尊重している。

加盟国の間接税を調整する権限（主権）は EU に委譲されているのに対し、直接税に関する権限（主権）はまだ加盟国のもとに残っている。これは、間接税の調整は商品やサービスの移動の自由を保障する上で重要なのに対し、直接税は加盟国の歳入に直接的に関わるためである。家族法（実体法）に関する権限も EU には与えられていないが、これは各国の伝統や生活習慣等を尊重するためである。

2. イギリスと EU

イギリスは EU の原加盟国ではなく、加盟したのは 1973 年であるが、2016 年 6 月 23 日に実施された国民投票で、EU から脱退することを決めた。この国民投票における主な争点は移民問題であったが、2004 年 5 月の EU 東方拡大後、イギリスには新たに加盟した（ア）諸国より大量の労働者が流入し、同国の労働市場や社会保障制度に大きな影響を及ぼした。外国人が増えすぎた状況にイギリス国民は反発したわけであるが、前述したように、EU は（イ）（ウ）（エ）（オ）の移動の自由を保障する（カ）の創設を重要な政策目標に掲げているため、新規加盟国からの（ウ）の流入は原則として認められなければならない。なお、この人の流れは予想されていたため、これを規制する例外が設けられたが、ドイツやオーストリアとは異なり、イギリスは例外措置を利用しなかった。

なお、イギリスでは伝統的に EU 懐疑論が支持されている。その理由として、当初から同国は欧州統合に距離を置いている点を指摘しうる。これは地理的に離れていることを指しているわけではなく、①最初の欧州共同体が設立された 1950 年代、同国は自らを世界大国として捉えており、主権の委譲を伴う欧州統合への参加は大国としての自国の立場にふさわしくないと考えていたことや、②ヨーロッパ諸国との関係よりも、米国や英連邦諸国との関係を重視していたことを指す。それゆえ、戦後の欧州統合のきっかけを作ったのは元イギリス首相ウィンストン・チャーチルであったが、イギリスはそれに参加する意思を持ち合わせていなかった。

それにも拘わらず、イギリスは、1973年、経済的な理由により EC に加盟したが、政府主導で行われた EC 加盟は、イギリス国民によって冷ややかに受け止められた。加盟より数ヶ月後に実施された世論調査で、加盟を支持した国民は 31% に過ぎなかったのに対し、加盟を評価しない者は 34% にも達した¹²。そのため、1974年の総選挙において、労働党のハロルド・ウィルソン（Harold Wilson）候補は、加盟交渉をやり直し、その後、EC 残留の是非を問う国民投票を実施することを公約に掲げた。この選挙で労働党は第1党となり、首相に返り咲いたウィルソンは、実際に加盟交渉をやり直した上で、1975年4月に国民投票を実施したが、今度は、残留を支持する者が反対を2倍近く上回った（67.2%対32.8%、投票率は64%）¹³。

この国民投票の実施に際しては、保守党のマーガレット・サッチャー（Margaret Hilda Thatcher）も残留支持を訴えるキャンペーンを展開したが、1979年5月に首相に就任すると、態度を改めた。それは、イギリスの財政は非常に逼迫していたが、ECのために不相応に多くの資金を拠出しているとの考えに基づいている。そして、サッチャーは1984年の加盟国首脳会議において“*I want my money back*”と発言し、一端は拠出した資金の払戻し（British rebate）に成功する。

その後もイギリスは、EC（EU）の社会政策、人の移動の自由（シェンゲン協定）、ユーロの導入、EU基本権憲章の適用などに関し、「特別扱い」を認めさせることに成功する。その一方

¹² Thiele, EuR 2016, 286.

¹³ Thiele, EuR 2016, 286.

で、欧州統合に消極的な立場を維持し、EUを牽引する意思はないことを表明している。

現職のデービッド・キャメロン（David Cameron）首相は、2015年5月の総選挙において、EU内における自国の立場を改善した上で、EU残留の是非を問う国民投票を2017年末までに実施することを公約に掲げていたが、これは前述したウィルソン元首相の方策と同じである。しかし、当時に比べ、脱退派の勢力が増しており、キャメロン首相は危険な賭に出たことになる。これが危険なのは、EU残留が国益に、また、イギリス国民とその子孫の利益に叶うとキャメロン首相も考えているからである。また、国民投票の結果次第では辞任に追いやられるという点で、個人的な危険性もはらんでいた。

なお、キャメロン首相の持論である「EU残留」とは真の意味での「EU加盟」ではない。つまり、ユーロやシェンゲン協定には参加せず、EUの内政政策や社会政策には完全に参加せず、EU基本権憲章には拘束されず、EU財政負担は軽減された条件付きのEU加盟である。

国民投票でEU脱退が決まったが、もともとイギリスはEUに完全に参加しているわけでない。また、EU残留はEUへの積極的参加を意味するわけでもない。

問題

1. 文章内の空欄ア～カに適語を入れなさい。
2. 1頁目の裏2段落目の「主権の委譲」とはどういうことか説明しなさい。
3. 2頁最後の段落の「もともとイギリスはEUに完全に参加しているわけではない」とはどういうことか説明しなさい。